

鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷保育園重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	鎌ヶ谷市
所 在 地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
電 話 番 号	047-445-1141
代 表 者 氏 名	鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

2 利用施設

施設の種類	保育所	
施設の名称	鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷保育園	
施設の所在地	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷六丁目8番26号	
連絡先	電話番号 047-442-0525 FAX 047-442-0525	
管理者	園長 菊池 真智子	
対象児童	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の定めるところによる、教育・保育給付認定を受けた児童で保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	3歳以上の幼児	66人
	1歳以上3歳未満の幼児	39人
	0歳の乳幼児	10人
開設年月日	昭和48年4月7日	

3 サービスの目的・運営方針

鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2 1 9 4 . 0 0 m ²
	園庭	1 5 5 4 . 7 2 m ²
園舎	構造	R C 構造
	延べ面積	7 4 5 . 6 6 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳幼児	1 室	ヒヨコ組 (0 歳児)
ほふく室	1 室	ミッキー組 (1 歳児)
保育室	4 室	スヌーピー組 (2 歳児クラス)、コアラ組 (3 歳児クラス)、ダンボ組 (4 歳児クラス)、バンビ組 (5 歳児クラス) について各 1 室
遊戯室 (ホール)	1 室	
調理室	1 室	
保健室	1 室	
事務室	1 室	
駐車場	1 0 台	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤
園長	1 人	1 人	
副園長	1 人	1 人	
保育士	1 7 人以上	1 6 人以上	1 人以上
保健師	1 人	1 人	
栄養士	1 人	鎌ヶ谷市役所に常勤 1 人常駐	
調理員	6 人以上	2 人以上	4 人以上
保育員	1 5 人以上		1 5 人以上

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日千葉県条例第 8 5 号)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
副園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保健師	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）
保育員	7：00～9：00 9：00～13：00 16：15～19：00

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、教育・保育給付認定の事由に応じた必要とする時間となります。なお、18時から19時までの時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供いたします。延長保育を利用する場合は、別途利用者負担が必要となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、教育・保育給付認定の事由に応じた必要とする時間となります。なお、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供いたします。延長保育を利用する場合は別途利用者負担が必要となります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育（上記7に記載する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）

(2) 障がい児保育事業

(3) 食事の提供（月曜日から金曜日まで）

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日まで以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時頃30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	10月頃から午前間食がなくなります
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。なお、症状により対応できない場合は、お弁当の持参をお願いすることもあります。

(4) 延長保育事業

(5) 中高齢者交流保育事業（おじいちゃん先生）

(6) 地域子育て支援事業 園庭開放、子育て相談

(7) その他保育にかかわる行事等

9 利用料金

(1) 保育料

鎌ヶ谷市に対し、教育・保育給付認定を受けた市区町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費負担

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を実費として負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 教育・保育給付認定の有効期限が満了したとき（例：利用乳幼児が小学校に就学したとき）

(2) 児童の保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 教育・保育給付認定を取り消されたとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	あいざわキッズクリニック
医 院 長 名	会沢 治朗
所 在 地	鎌ヶ谷市初富本町 1 - 1 - 2 4
電 話 番 号	0 4 7 - 4 4 6 - 1 1 7 0

(2) 歯科

医療機関の名称	さくら歯科
医 院 長 名	西田 浩象
所 在 地	鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷 3 - 1 - 1 8
電 話 番 号	0 4 7 - 4 4 6 - 4 1 8 2

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 保育園での与薬に関する事項

保育園では薬をお預かりいたしません。

ただし、医師の指示による、食物アレルギー緊急時対応薬、熱性けいれん、予防薬などの薬や、慢性疾患を抱える園児に決まった時間与薬が必要な場合は、保育園にご相談下さい。

1 4 虐待の防止の処置に関する事項

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図る為、責任者を園長とし、職員に対し研修を実施するとともに、必要に応じて幼児保育課及び関係機関に報告し、対応します。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園のご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 副園長 遠藤 節子 ・ご利用時間 8：30～17：00 ・電話番号 047-442-0525 FAX 047-442-0525 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
責任者	園長 菊池 真智子
第三者委員	千葉県運営適正化委員会 福祉サービス利用者サポートセンター
	電話番号 043-246-0294 FAX 043-246-0298

16 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	医療保険
保険金額	該当する額

保険の種類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	賠償責任保険・補償保険 *日本スポーツ振興センター災害共済を補てんするものです。
保険金額	該当する額

18 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、当園の敷地内において他の利用者に対する活動、勧誘等をご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容	金額
給食費 (副食費)	3歳児から5歳児クラスの副食費 (月曜日から金曜日の提供分)	4,500円 (月額)
学用品・教材費に係る経費	カラー帽子 (1～5歳児) クレヨン (3～5歳児) 色鉛筆 (5歳児) はさみ (5歳児) のり (4～5歳児) 作品ファイル (3～5歳児) 道具箱 (4～5歳児) 連絡ファイル (0～1歳児) 名前ゴム印 (0～5歳児)	1040円程度 600円程度 700円程度 500円程度 200円程度 110円程度 420円程度 290円程度 200円程度
園外活動費	バス遠足 (5歳児)	入園料等
保険に関する経費	スポーツ災害保険	年額240円
会費	卒業対策費 5歳児保護者任意の会	5,000円程度
その他の経費	布パンツ・紙パンツ・おしりふき 持参のものが不足したとき 写真 希望する人 卒園写真 希望する人	新品で交換 別紙 利用ガイドのとおり 1枚950円程度

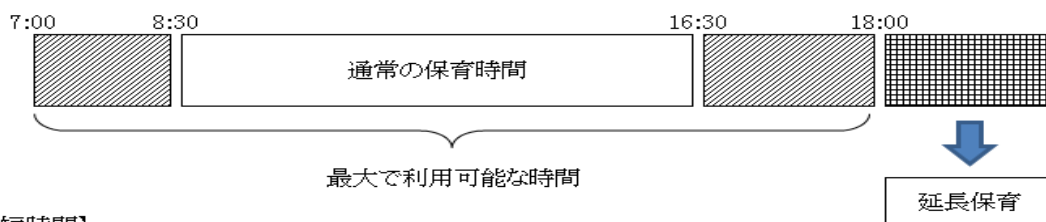
* 価格や購入年齢は目安です。変更になる場合もあります。

* その他、別途購入する場合がありますので、詳細は園にお尋ねください。

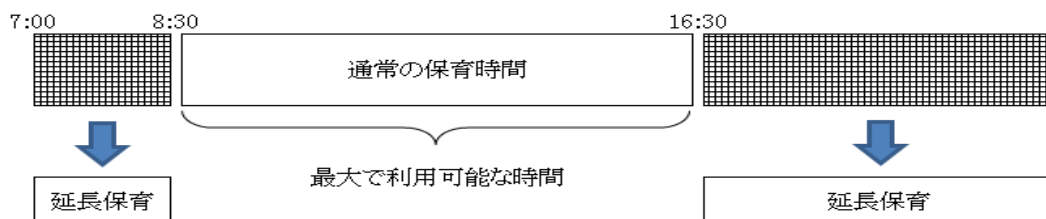
※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付します。

2 延長保育に係る利用者負担

【保育標準時間】



【保育短時間】



「保育標準時間」の認定を受けている方は、18時以降に保育の利用をする場合、延長保育料がかかります。

「保育短時間」の認定を受けている方は、7時から8時30分まで、16時30分以降に保育の利用をする場合、延長保育料がかかります。

延長保育料金

区分	午前	金額	午後	金額
保育標準時間			18:00～18:30	50円
			18:00～19:00	100円
保育短時間	7:00～8:30	150円	16:30～17:00	50円
	7:30～8:30	100円	16:30～17:30	100円
	8:00～8:30	50円	16:30～18:00	150円
			16:30～18:30	200円
			16:30～19:00	250円

※ 利用するに当たっては、別に申請が必要となります。

※ 19時を超しての延長保育には対応できませんのでご了承ください。

(注) ファミリーサポートセンター等をご利用する方法がありますので、ご利用いただくようお願いいたします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷保育園

説明者職名 : 氏名

私は、本書面に基づいて鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :
(自署又は記名・押印)

児童から見た続柄 :